



DEPARTMENT OF THE AIR FORCE
374TH AIRLIFT WING



2022年1月10日

横田基地の人員に対する覚書

差出人: 第374空輸航空団司令官

件名: 公衆衛生非常事態における保護対策の更新について

1. 公衆衛生非常事態ならびに健康保護態勢 :

a. 本覚書をもって直ちに、横田基地ならびに多摩ヒルズ・レクリエーション・エリアにおける健康保護態勢 (HPCON) レベルは、**BRAVO (ブラボー)** とする。

b. コロナウイルスの感染は、未だ横田基地の人員に危険をもたらしています。よって、2019年3月28日付の国防総省命令 (DoDI) 6200.03の「国防総省内における公衆衛生非常事態の管理」ならびに2019年12月10日付の米国空軍命令10-2519の「公衆衛生非常事態および公衆衛生に関する懸案事項」に従い、基地司令官としての権限で公衆衛生非常事態を宣言しました。この宣言は、更新及び再発布、または私もしくは私の後任によって期限を待たずに取り消される場合を除き、**2022年1月24日**まで有効とする。

c. 以下に続くこれらの対策は米国軍人、米国軍に勤務する米民間人、扶養家族、退役軍人および退職した米民間人、接受国の従業員、契約業者および基地に出入りするその他の人間を含め (しかしこれらに限定されるものではない)、現在横田基地にいる、もしくは所属する全ての人員が**守ることを義務付ける**。この命令の対象者はミッション・パートナーおよびテナント部隊に所属する人員も含む。

d. これらの対策は、特段に他の記載がない限り**直ちに**施行され、更新および再発布、または私もしくは私の後任によって取り消されることが無い限り有効とする。この方針は、少なくとも15日毎に見直しを行い、これらの措置を継続もしくは改正すべきかを検討する。

e. この覚書においては、ワクチン接種状況を2つに分類する :

• **分類A**

ブースター済み : ワクチン接種完了者で、既にCOVID-19ワクチンのブースターを受けた者。

ワクチン接種完了者、非対象者：ワクチン接種完了者で、未だCOVID-19ワクチンのブースターを受ける対象となっていない人員、すなわち初めの一連のワクチン接種完了後6か月未満の人員またはそれ以外で非対象の人員。

• **分類B**

ワクチン未接種：ワクチン接種が未完了の人員。ワクチン接種完了とは、2回接種型のワクチンについては、2度目のワクチン接種を終えて14日もしくはそれ以上経過していること、1回接種型については、1回のワクチンを接種してから14日もしくはそれ以上経過していることと定義する。

ワクチン接種完了者で対象者：ワクチン接種完了者で、初めの一連のワクチン接種完了後6か月以上が経過していて、COVID-19ワクチンのブースターを未だ受けていない人員。

2. **移動制限**：2022年1月10日日本標準時間1630分より2022年1月24日の期間、全在日米軍関係者においては、**基地外での活動を必要不可欠な活動のみ**とする。

a. マスク着用のうえで、以下の例にある基地外での必要不可欠な活動を許可する：

- 基地外の自宅と在日米軍施設および区域間の移動
- 学校または託児所への往復のための移動
- ペットの世話；
- 在日米軍施設及び区域間の移動
- 食料品購買
- 飲食店からの持ち帰り、デリバリー、ドライブスルー
- 礼拝
- 公用
- 医療、薬局、歯科および獣医のサービスを受ける
- 家賃等の支払い
- 車両への必要不可欠なサービス
- 出勤または公用のための公共交通機関使用
- 金融機関サービス
- 基地外に居住する人員については野外での運動、例としてランニング、サイクリング；および
- 海外への渡航

b. 次の基地外の地域に赴くまたは活動は、当該活動が人道的理由により必要とされるもしくは極度の苦境と認められる場合、指揮系統内のO-6から事前の文書による承認が無ければ許可されない。

- 着席した食事
- 屋内モール
- バーおよびクラブ
- ジム
- 遊園地
- 劇場
- マッサージパーラー
- サウナ
- 温泉
- 祭
- カラオケ
- 余暇を目的とした国内旅行

c. 更に、在日米軍関係者以外の人員については、公務外の目的で横田基地または多摩ヒルズレクリエーションエリア内に立ち入ることを禁ずる。

3. 門限：2022年1月10日16時30分（日本標準時間）から2022年1月24日まで、軍の全人員は、TDY(陸・空軍の臨時勤務)/TAD（海軍・海兵隊の臨時勤務）、派兵、休暇、短期特別休暇にて日本国内にいる場合、午後10時から午前6時の間は外出禁止とする。外出禁止時間帯の間、軍人は次の場所にいることが要求される：

- 米軍施設内
- 基地外の自宅または宿泊施設（例：ホテル）、もしくは
- 公務中であること（通勤/基地外の自宅と勤務地を直行にて往来することを含む）

等級O-6の司令官は人員に対し、状況に応じ個々の行事別に、外出禁止に対する期限付きの例外を許可してもよい。特定の階級の全人員に対する一律の例外適用は認められない。米軍人以外の在日米軍関係者についても、午後10時から午前6時の外出禁止を順守することが推奨される。

4. 任務上必要不可欠とされる旅行：第374空輸航空団の人員でワクチン接種を完了した者が公費で出張に出かける場合、当該人員の指揮系統内のO-6が許可を与える。全ての出張には、

2021年3月15日付の国防長官の覚書、「コロナウイルス感染症2019に対する、状況に応じたアプローチについての更新－人員の移動ならびに旅行の制限に関して」、に記載される12項目の例外に該当する場合を除き、前述の許可を必要とする。更に、司令官は基地外への任務上必要不可欠とされる旅行を許可する前に、当該人員のCOVID-19ワクチンのブースター接種状況を熟考するべきである。

5. 休暇/短期特別休暇:

a. 日本国内における休暇/短期特別休暇は、**第2項b**に詳述される規制のとおり制限する。軍人もしくは民間人従業員の日本国外での休暇/短期特別休暇については、中隊長またはそれと同等の権限を持つ者から許可を得ることができる。許可権限を持つ者は、休暇を許可する前に、その休暇を希望するメンバーと共に、旅行のリスク評価を行い、休暇/短期特別休暇を過ごす地の健康保護態勢を確認することが義務付けられる。リスク評価を行うにあたり、許可権限を持つ者は、当該メンバーがCOVID-19にかかった場合の重症化リスクの有無、目的地におけるCOVID-19の感染状況、当該メンバーのワクチン接種状況、および、当該メンバーが自己観察の方法を知っており、万が一COVID-19の症状を発症した場合、対応法を知っているかどうか等を確認する。許可権限を持つ者が、リスク評価について不明な点がある場合は、公衆衛生の専門家に相談のこと。

b. 軍用機の空席利用は、旅行者の特例許可申請に対し、空軍長官に権限を委任された司令系統内のO-6またはそれに相当するシビリアンによる承認のサインを得た場合にのみ許可される。

6. マスク着用に関するガイダンス:

a. 在日米軍司令部公衆衛生令21-004、各別命令003に従い、日本国内の米軍施設に滞在する全人員および米国防総省に代わり日本に勤務する全人員が、個人の住宅以外の場所にいる場合、屋外の共有スペースも含め、また個々のワクチン接種状況に関わらず、マスクを着用すること。このマスク着用義務は、米軍人、国防総省のシビリアン従業員ならびに接受国従業員、家族、国防総省の契約業者、ならびに国防総省の使用地、基地、または施設にいる他の全ての個人に適用される。

b. 日本国内の米軍施設では、日米地位協定が適用される全人員は、施設の外にてはワクチン接種状況にかかわらず公共の場、即ち個人の住宅の外でのマスク着用が求められる。日本国民は通常、公共の場においてマスクを着用することから、我々の人員も基地外にあっては、感染症拡大を防止するために、また、接受国の国民に、我々が責任を持って行動している印象を促進するためにマスクを着用するべきである。

c. このマスク着用義務は、日本国内の米軍施設において、次の状況の場合には要求されない。

- 2歳以下の子ども
- 屋外にて、社会的距離を保った上で個人で運動を行う場合
- 床から天井までを仕切る壁があるオフィス内に、ドアを閉めて単独でいる場合
- 米国疾病管理予防センターならびに司令官および監督官の指示に従ったうえで、基地内で短時間の飲食を行う場合
- 身分確認またはセキュリティの目的で少しの間、マスクを下げる場合
- 障がいを持つ者に適切に便宜を図る必要が生じた場合

7. 隔離に関するポリシー：ほとんどの場合、COVID-19に陽性が出た個人もしくは陽性者の濃厚接触者は、COVID-19の医療提供者と相談のうえ自宅での隔離が可能となる。

8. 全ての人の安全のために尽力していただき感謝します。追加的安全対策として、横田の全人員が、COVID-19の感染能力を認識し、大人数での集会の制限を検討する、または/もしくは社会的距離を取らなければなりません。これらの対応策が家族に負担を強いていることは承知しています。しかし、我々のコミュニティを守るためには、これらの対策が絶対に必要です。基地に暮らす、または働く人員へのリスクを軽減するには、皆さんが全力で対応する事が不可欠です。

9. これらの対応策について不明な点がある場合は、各々の指揮系統内で相談するか、横田基地広報部 ([メールアドレス 374aw.pav3@us.af.mil](mailto:374aw.pav3@us.af.mil)) までお問い合わせください。

司令官

米国空軍大佐アンドリューJ.キャンベル